

食品安全委員会（第697回会合）議事概要

日 時：平成30年5月22日（火） 14：00～14：36
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：佐藤委員長ほか5名出席
傍聴者：報道 0名、行政機関 4名、一般 4名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

- ・ 農薬 2品目（〔2〕はポジティブリスト関係）
〔1〕プロチオホス 〔2〕プロパニル

→厚生労働省からの説明。

本件について、農薬専門調査会において審議することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「ビール酵母抽出グルカン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ビール酵母グルカンについては、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 農薬「ジフェノコナゾール」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「シメコナゾール」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「スピロテトラマト」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「トリホリン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「ピリオフェノン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「マンデストロビン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「メタフルミゾン」に係る食品健康影響評価について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

「ジフェノコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0096 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.25 mg/kg 体重と設定する。」

「シメコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0085 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を0.2 mg/kg 体重、

妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量 (ARfD) を0.09 mg/kg 体重と設定する。」

「スピロテトラマトの一日摂取許容量 (ADI) を0.12 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を1 mg/kg 体重と設定する。」

「トリホリンの一日摂取許容量 (ADI) を0.023 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を1.5 mg/kg 体重と設定する。」

「ピリオフェノンの一日摂取許容量 (ADI) を0.091 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。」

「マンデストロビンの一日摂取許容量 (ADI) を0.19 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。」

「メタフルミゾンの一日摂取許容量 (ADI) を0.12 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。

- ・ 農薬「テブフェンピラド」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「フルトリアホール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「テブフェンピラドの一日摂取許容量 (ADI) を0.0082 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.15 mg/kg 体重と設定する。」

「フルトリアホールの一日摂取許容量 (ADI) を0.01 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.075 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。